

児童手当を支給

問い合わせ／子育て支援課給付担当（内線 2636）

児童手当は、子どもたちの健やかな育ちを応援するという趣旨のもと支給される制度で、中学校までのお子さんを養育している方を対象に支給しています（所得制限あり）

扶養人数による所得制限額

扶養人数等の数	所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

対象年齢及び支給額（1人あたり月額）

『所得制限内』対象年齢と支給額	
【3歳未満】（一律）	15,000円
【3歳～小学6年生】 （第1子・第2子）	10,000円
【3歳～小学6年生】 （第3子）	15,000円
【中学生】（一律）	10,000円
『所得制限以上』対象年齢と支給額	
一律	5,000円

忘れずにね!!



～現況届について～

毎年6月に現況届の提出が必要です。提出がない場合には6月分以降手当の支払いができません。対象の方にはご案内を郵送していますので、手続きをお願いします。マイナンバーカードをお持ちであれば、マイナポータルからの電子申請も可能です。

年金に関するお知らせ

問い合わせ／大宮年金事務所（☎ 048-652-3399）又は国保年金課年金担当（内線 2437）

■年金額の改定について

公的年金の年金額は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定されることになっています。改定後の年金額は、6月上旬より順次送付される年金額改定通知書等によりお知らせします

■国民年金付加年金制度

国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の方は、月々の定額保険料（令和3年度 16,610円）に付加保険料400円を上乗せして納めることにより、将来、受給する老齢基礎年金額を増やすことができます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数です。2年間受給すると納付した付加保険料の総額と同額になるためお得です

例

付加保険料を10年間納めた場合

400円×10年（120月）＝48,000円

1年間に受け取る付加年金額（65歳から受給した場合）

200円×10年（120月）＝24,000円（年額）

※付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません
その他／申し込み方法や条件等の詳細はお問合せください

